

# 官報

## 号外 昭和二十八年三月六日

### 第十五回 参議院會議録第三十一号

昭和二十八年三月六日(金曜日)午前十一時三十一分開議

#### 議事日程 第三十号

昭和二十八年三月六日  
午前十時開議

第一 醫師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(藤原道子君外七名発議) (委員長報告)

第二 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第三 輸出品取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

○副議長(三木治朗君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 曾根 益君  
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 原 虎一君  
去る三日中共地域からの帰還者援護に関する特別委員会において当選した委員長は左の通りである。

委員長 大谷 繁樹君

一昨四日委員会において当選した理事は左の通りである。

#### 人事委員会

理事 松野 鶴平君(松野鶴平君の補欠)

同 赤松 常子君(カニエ邦彦君の補欠)

中共地域からの帰還者援護に関する特別委員会

理事 滝井治三郎君

同 常岡 一郎君

同 笠原 芳夫君

同 藤原 道子君

同 千田 正君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案 地方行政委員会に付託

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 通商産業委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を経済安定委員会に付託した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

厚生省設置法の一部を改正する法律

等の一部を改正する法律案(佐藤洋之助君外二十四名提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

醫師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

旧外貨償還法による借換外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部を改正する法律案

保険業法の一部を改正する法律案 去る二日議員から左の質問主意書を提出した。

在日朝鮮人の強制送還に関する質問主意書(兼右傳一君提出)

一昨四日本院は、湿田単作地域農業改良促進対策審議会委員に徳川宗敬君、岩男仁藏君及び鈴木温平君を指名した旨内閣に通知した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵省主税 北島 武雄君  
局税関部長

公正取引委員 湯地謙爾郎君  
委員委員

公正取引委員会 坂根 哲夫君  
事務局経済部長

同日内閣総理大臣から、公正取引委員会委員湯地謙爾郎君外二名(前掲議長承認の通り)を第十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

昨日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

古物営業法の一部を改正する法律案(小林英三君外八名発議)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

飼料の品質改善に関する法律案(中馬辰猪君外二十四名提出)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

国際航空運送についてある規則の統一に関する条約の批准について承認を求めめるの件

同日議長は、左の議員提出案を衆議院に送付した。

売春等処罰法案(伊藤修君外四名発議)

勤労青年教育振興法案(矢嶋三義君外十九名発議)

○副議長(三木治朗君) これより本日の会議を開きます。

この際お諮りいたします。中共地域からの帰還者援護に関する特別委員長から、舞鶴における中共地域からの帰還者受入施設について実地調査のため、京都府に、大谷繁樹君、常岡一郎君、藤原道子君、堂森芳夫君、紅露み

つ君、飯島連次郎君、須藤五郎君を、本月十一日より三日間の日程を以て派遣されたい旨の要求書が提出されております。委員長要求の通り議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつて委員長要求の通り議員を派遣することに決しました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程を追加して、国家公安委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。去る三日、内閣総理大臣から、警察法第五条の規定により、国家公安委員に金正米吉君を任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同意することに決しました。

〔小林亦治君発言の許可を求む〕

○副議長(三木治朗君) 小林亦治君、小林亦治君、私はこの際、食糧増産計画達成に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○小笠原二三男君 私は只今の小林君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 小林君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと

昭和二十八年三月六日 参議院會議録第三十一号

議長の報告 会議 議員派遣の件 議事日程追加の件 国家公安委員の任命に関する件 食糧増産計画達成に関する緊急質問



まして大蔵省といたしましては、全般の財政事情を勘考いたしましたして、なお且つこれに重点を置いて、今申しましたような予算を組んだわけでございます。併しながら、これは単純に今申上げましただけで事足りると思ふものではないのでありまして、即ち、積極的に増産も無論必要であります。河川の氾濫等によりまして荒廢して参ります耕地を守ることも、先ずそれに先んじて必要とも考えられるのでございまして、かくのごとき観点から、治水、砂防、河川改修等の事業につきましても十分の予算を組みました次第でございますから、御了承願ひたいと思ひます。(拍手)

○副議長(三木清助君) 日程第一、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(藤原道子君外七名発議)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。厚生委員会理事藤原道子君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。  
昭和二十八年二月二十七日

- 発議者
- 藤原 道子 草葉 隆園
  - 中山 壽彦 藤森 眞治
  - 堂森 芳夫 山下 義信
  - 河崎 ナツ 谷口弥三郎
- 参議院議長佐藤尚武殿

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭和二十四年法律第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

「並びに」を、「」に改め、「又は清州国が行つた医師考試の第一部考試に及格した者」の下に「及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による修業年限四年の医学専門学校において、第四学年の課程を修了した者」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔藤原道子君登壇、拍手〕

〔厚生大臣どうしたんだ、政府委員誰もいないのか〕と呼ぶ者あり

○藤原道子君 只今議題となりました医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず、本案は藤原道子議員はか七名の提案でありまして、三月四日の厚生委員会におきまして藤原議員より提案理由の説明がなされたのであります。その概要を申し上げますと、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律は、医師法第十二条に対する特例でありまして、従来大陸向けの医師の養成を目的としていた医学校の卒業業者や、朝鮮總督府の行なつた医師試験の第一部試験に合格した者、満州国の行なつた医師考試に合格した者等に対

しまして、医師になる途を開くため制定されたものであります。併しながら、これらの人々と比較して、医学に關しましては同等以上の知識及び技能を有しながら、

〔副議長退席、議長着席〕

終戦後の医学教育制度の改革によりまして医師になる途が全く閉ざされておる人たちが、現在まだ約四十人くらいおるのであります。それは、昭和二十二年三月、関係方面より発せられた医学専門学校の整備に関する勸奨に基きまして、卒業を目前にして廃校となりまして元福岡県立医学専門学校といたしました元福岡県立医学専門学校を第四学年を終了した人たちのため、この人たちに對しましては、他の医学専門学校、大学予科、又は高等専門学校へ転入学が許され、医師となり得る措置がとられたのであります。が、地理的、経済的条件その他の理由のため、他校への転入学は断念しなければならなかつたのであります。併しながら、この人たちは、齒科医師としての免許はすでに有し、更に医学の過程をも終了しており、専門知識技能の点においては現在の特例の対象者と比較しても何ら劣らない実力を有しておりながら、受験資格を認められていないため医師になる途が閉ざされておるのであります。そこで、この人たちに現在の対象者と同様に医師国家試験予備試験の受験資格を認めて、折角身に付けた医学に関する知識と技能を發揮させる途を開いてやりたいという趣旨であります。

次いで質疑に入りましたところ、政府委員より本案に對しまして希望意見が述べられ、又委員より質疑がなされたのであります。その詳細は速記録

に譲りたいと存じます。かくして質疑を終了いたしましたして、討論を省略し、採決に入りましたところ、全会一致を以て本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第二、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。法務委員長中山福蔵君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。  
昭和二十八年二月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

別表第四表名前の欄中「出町簡易裁判所」を「瀨波簡易裁判所」に、「盛簡易裁判所」を「大船渡簡易裁判所」に、「大渡簡易裁判所」を「田名部簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「愛知県碧海郡安城町」を「安城市」に、「岐阜県惠那郡津川町」を「中津川市」に、「富山県下新川郡魚津町」を「魚津市」に、「富山県氷見郡氷見町」を「氷見市」に、「富山県東礪波郡出町」を「富山県礪波郡礪波町」に、「岡山県小田郡笠岡町」を「笠岡市」に、「島根県美濃郡益田町」を「益田市」に、「福岡県山門郡柳川町」を「柳川市」に、「若手県泉仙郡盛町」を「大船渡市」に、「青森県下北郡大湊町」を「青森県下北郡田名部町」に改める。

別表第五表立川簡易裁判所の管轄区域の欄中「神代村 泊江村」を「神代町 泊江町」に、同表青森簡易裁判所の管轄区域の欄中「瑞穂村」を「瑞穂町」に、同表平塚簡易裁判所の管轄区域の欄中「国府村」を「国府町」に、同表千葉一宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「長生郡」を「茂原市 長生郡」に改め、同表浜松簡易裁判所の管轄区域の欄中「久努村」を削り、同表谷村簡易裁判所の管轄区域の欄中「西柱村」を「西柱町」に、同表三原簡易裁判所の管轄区域の欄中「武庫郡良元村」を「武庫郡」に改め、同表三田簡易裁判所の項を次のように改める。

昭和二十八年三月六日 参議院會議録第三十一号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

兵庫県の内  
有馬郡  
神戸市の内  
兵庫区の内  
道場町 八多町 大沢町

同表社簡易裁判所の管轄区域の欄中「加東郡」を「西脇市 加東郡」に改め、同表滋賀入幡簡易裁判所の管轄区域の欄中「島村」を削り、同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「安楽川村」を「安楽川町」に、同表海南簡易裁判所の管轄区域の欄中「大崎村 椒村」を「大崎町 初島町」に、「猿川村」を「国吉村」に、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「小鈴谷村 阿久比村」を「小鈴谷町 阿久比町」に、同表愛知横須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「旭村」を「旭町」に、同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧南市」を「安城市 碧南市」に、同表中津川簡易裁判所の管轄区域の欄中「恵那郡」を「中津川市 恵那郡」に改め、同表福井簡易裁判所の管轄区域の欄中「下押村」を削り、同表魚津簡易裁判所の項を次のように改める。

富山県の内  
魚津市  
下新川郡の内  
桜井町 生地町 東布施村 東山村 内山村

同表水見簡易裁判所の管轄区域の欄中「水見郡」を「水見市 水見郡」に改め、同表出町簡易裁判所及び城端簡易裁判所の項を次のように改める。

富山県の内  
東礪波郡の内  
礪波町 南般若村 東般若村 梅檀野村 般若村 柳瀬村 太田村 東野尻村 梅檀山村 福野町 山野村  
井波町 利賀村 高瀬村 藤瀬村 庄川町  
西礪波郡の内  
是戸村 高波村

富山県の内  
東礪波郡の内  
城端町 井口村 平村 上平村  
西礪波郡の内  
福光町 南雲谷村 西野尻村 東石黒村

同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「奥海田村」を「東海田町」に、同表安芸西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「寺西村」を「寺西町」に、同表呉簡易裁判所の管轄区域の欄中「倉橋島村」を「倉橋町」に改め、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「下野村」を削り、同表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「岡山市」を「岡山市 西大寺市」に改め、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「甲浦村」並びに同表玉島簡易裁判所の管轄区域の欄中「長尾町」及び「具妹村」を削り、同表倉敷簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊洲村」「西阿知町」「二万村 大備村 備村及び「新田町」を削り、「新木村」を「新木村 真備町」に改め、同表笠岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「笠岡町 金浦町」を削り、「小田郡の内」を「笠岡市」に、「神島外村」を「神島外町」に、「北木島村」を「北木島町」に改め、同表高梁簡易裁判所の管轄区域の欄中「日美村 富山村 大和村 下倉村 水内村」を「昭和町 大和村」に、同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄中「成器村 大茅村」を「大成村」に、同表河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「船岡村 大伊村」を「船岡町」に改め、同表若狭簡易裁判所の管轄区域の欄中「津村」を削り、同表益田簡易裁判所の管轄区域の欄中「美濃郡」を「益田市 美濃郡」に、同表柳川簡易裁判所の管轄区域の欄中「山門郡」を「柳川市 山門郡」に、同表六角簡易裁判所の管轄区域の欄中「江北村」を「江北町」に、同表唐津簡易裁判所の管轄区域の欄中「藤木村」を「藤木町」

同表青森簡易裁判所の管轄区域の欄中「筒井村」を「筒井町」に、同表大湊簡易裁判所の項中「大湊」を「田名部」に、同表津川簡易裁判所の管轄区域の欄中「江部乙村」を「江部乙町」に、同表古小牧簡易裁判所の管轄区域の欄中「安平村」を「安平村 追分村」に、同表俱知安簡易裁判所の管轄区域の欄中「喜茂別村」を「喜茂別町」に、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇治村」を「宇治村 本川村」に改め、同表本山簡易裁判所の管轄区域の欄中「本川村」を削り、同表新居浜簡易裁判所及び今治簡易裁判所の管轄区域の欄中「宮窪村」を「宮窪町」に、同表愛媛三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「樂川村」を「寒川町」に改める。

同表山口簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉松村」を「吉松町」に、同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「上東郷村」を「東郷町」に、同表出水簡易裁判所の管轄区域の欄中「出水

岩手県の内  
大船渡市  
気仙郡の内  
小友村 広田町 米崎村 高田町 気仙町 矢作村  
竹駒村 横田村 世田米町 下有住村 上有住村 綾里村 越喜来村 吉浜村

に、同表大口簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉松村」を「吉松町」に、同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「上東郷村」を「東郷町」に、同表出水簡易裁判所の管轄区域の欄中「出水

久慈簡易裁判所の管轄区域の欄中「長内村」を「長内町」に改め、同表盛岡簡易裁判所の項を次のように改める。

〔中山福蔵君登壇、拍手〕  
○中山福蔵君 只今上程されました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過とその結果について御報告いたします。

この法律案は、牛久保簡易裁判所ほか七簡易裁判所の管轄区域の変更及び大湊簡易裁判所等、簡易裁判所の名称或いは所在地の変更をなさんとするもので、主として行政区域の変更に伴うものであります。委員会におきましては慎重に審議をいたしまして、先に審議した大湊簡易裁判所の移転に関する諸願について質疑がなされました。討論に入りましたは別に発言なく、採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

簡単な御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

附則  
1 この法律は、昭和二十八年六月一日から施行する。  
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

ます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、輸出品取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員長長城結城安次君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

輸出品取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年二月二十一日

衆議院議長 大野 伴陸

参議院議長 佐藤尚武殿

輸出品取締法の一部を改正する法律案

輸出品取締法の一部を改正する法律

輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「をいい、「輸出品業者」とは、輸出品を輸出し、又は輸出品として政府に譲り渡す者をいい、「生産業者」とは、輸出品を生産し、又は加工する者」を削る。

第四条を次のように改める。  
第四條 主務大臣は、輸出品の品目を指定して、その各々につき、品質に関する最低の標準又は包装条件及びその標準又は条件に連して

昭和二十八年三月六日 参議院會議録第三十一号 輸出品取締法の一部を改正する法律案

いる旨を表示すべき様式を定めることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により指定された輸出品の特定の地域における声価を維持するため特に必要があるとき、その品目及び地域を指定して、前項の規定により定められた標準又は条件より高い標準又は条件及びその標準又は条件に連して、前項の旨を表示すべき様式を定めることができる。

3 前二項の規定は、左に掲げる場合は、適用しない。  
一 本邦にある外国公館が送付する貨物その他主務官令で定める貨物を輸出するとき。  
二 当該貨物の輸出が輸出品の価値を害するおそれがないと認められる場合において、主務大臣が許可したとき。

第七條及び第七條之二を次のように改める。  
第七條 第四條第一項の規定により指定された輸出品であつて、同條第二項の規定により指定されないもの及び同條第二項の規定により指定された輸出品であつて、同項の規定により指定された地域以外

の地域に輸出されるものは、同條第一項又は第二項の規定により定められた様式に従う表示(主務大臣が指定する輸出品にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る)並びに表示の年月日及び表示をした者の氏名又は名称を附したものでなければ、これを輸出してはならない。

2 第四條第二項の規定により指定された輸出品であつて、同項の規定により指定された地域に輸出されるものは、同項の規定により定められた様式に従う表示(主務大臣が指定する輸出品にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る)並びに表示の年月日及び表示をした者の氏名又は名称を附したものでなければ、これを輸出してはならない。

3 第四條第一項又は第二項の規定により指定された輸出品にそれぞれこれらに定める表示をしようとする者は、その輸出品がそれぞれこれらの規定により定められた標準又は条件に連してはならない。

4 前三項の規定は、前條第三項に掲げる場合は、適用しない。  
第七條之二 第三條又は第四條の規定により指定された輸出品であつて、これらの規定により定められた等級又は標準に係る様式に従う表示をするには、特別の機械器具その他の設備又は知識経験を要するものと認めて主務大臣が指定する品目に属するものは、その指定の日から六十日を経過した後は、政府機関又はその品目ごとに主務大臣が行う登録を受けた者でなければ、これらの規定により定められた等級又は標準に係る様式に従う表示をしてはならない。

2 第四條の規定により指定された輸出品であつて、同條の規定により定められた条件に係る様式に従う表示をするには、特別の機械器具その他の設備又は知識経験を要するものと認めて主務大臣が指定する品目に属するものは、その指定の日から六十日を経過した後は、政府機関又はその品目ごとに主務大臣が行う登録を受けた者でなければ、同條の規定により定められた条件に係る様式に従う表示をしてはならない。

3 主務大臣は、前二項の規定による指定をしたときは、その輸出品の品目を官報に公示しなければならない。  
4 主務大臣は、第一項又は第二項の規定による登録をしたときは、その登録をした者(以下「被登録者」といふ)の氏名又は名称、住所及びこれらの規定による表示の業務に係る事業所の所在地を官報に公示しなければならない。  
第七條之三 前條第一項の下に「又は第二項」を加える。  
第七條之四 第七條之二第一項の下に「又は第二項」を加え、第四号を削る。  
第七條之五 主務大臣は、第七條之三の規定による登録の申請が左の

各号に適合していると認めるときでなければ、これを登録してはならない。

一 主務大臣が定める機械器具その他の設備を用いて第七條之二第一項又は第二項の規定による表示の業務を行うものであること。  
二 主務大臣が定める条件に適合する知識経験を有する者が第七條之二第一項又は第二項の規定による表示の業務に従事し、その数が主務大臣が定める数以上であること。  
三 第七條之二第一項又は第二項の規定による表示の業務を行うため主務大臣が定める地域ごとに一以上の事業所を有すること。

四 第七條之二第一項又は第二項の規定による表示の業務以外の業務を行つてはならない。  
五 法人である場合には、その役員又は構成員の構成が第七條之二第一項又は第二項の規定による表示の業務の公正な運営に支障を及ぼすおそれのないものであること。  
六 その登録をすることによつて申請に係る品目に属する輸出品に係る第七條之二第一項又は第二項の規定による表示の能力が著しく過剰とならないこと。

主務大臣は、前項第一号の機械器具、同項第二号の条件及び数並

六〇五

昭和二十八年三月六日 参議院會議録第三十一号 輸出品取締法の一部を改正する法律案

びに同項第三号の地域を定め、又は変更したときは、これを官報に公示しなければならない。

第七條の六第一項中「第七條の二第一項」の下に若しくは第二項を加え、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第三項の規定による命令に違反したとき。

三 次条第四項の認可を受けた規程によらないで、第七條の二第一項又は第二項の規定による表示の業務を行つたとき。

3 主務大臣は、被登録者が前条第一項第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その者に対し、期間を定めて、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ。

第七條の七中「第七條の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条に次の三項を加える。

4 被登録者は、第七條の二第一項又は第二項の規定による表示の業務に関する規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 被登録者は、主務大臣の許可を受けなければ、第七條の二第一項又は第二項の規定による表示の業務を休止し、又は廃止してはならない。

6 主務大臣は、前項の規定により許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第七條の八中「被登録者又は政府機関」を「政府機関又は被登録者」に改め、「第七條の二第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第七條の九第一項中、被登録者の表示の業務を行うための機械器具その他の設備若しくは第七條の七第三項の帳簿を、若しくは被登録者の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件に、「輸出品の輸出品業者、第六條若しくは第七條の規定による表示をする生産業者若しくは被登録者」を「輸出品に第六條若しくは第七條の規定による表示をする者」に改め、「第七條の二第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第八條第二項中、又は輸出品として政府に譲り渡しを削る。

第十條を次のように改める。  
(不服の申立)  
第十條 この法律の規定により行政庁又は被登録者のした処分不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に聴聞会の開催を請求することができる。

2 主務大臣は、前項の請求があつたときは、聴聞会を開いて、不服の事由を審査し、文書をもつて決定をしなければならない。  
第十一條の二第一項中「第七條の二第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第十二條中「第七條の二第二項において準用する場合を含む。」を削り、「第七條第一項若しくは第二項」を「第七條第一項から第三項まで」に改め、「第七條の二第一項」を削る。

第十四條中第二号から第四号までを削り、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第七條の二第一項若しくは第二項、第七條の七第一項、第二項若しくは第五項、第七條の八又は第八條第一項の規定に違反した者

第十七條中「第十二條及び前三條」を「その法人又は人の業務に関し、第十二條、第十四條又は第十六條に改める。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める。  
2 この法律の施行の際現に改正前の第七條の二第一項の規定による登録を受けている者は、その登録を受けた日から二年間は、改正後の同項の規定により登録を受けたものとみなす。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔結城安次君登壇、拍手〕  
○結城安次君 只今議題となりました輸出品取締法の一部を改正する法律案につきまして、通商産業委員会における審議の経過と結果について御報告いたします。

御承知の通り、輸出品取締法は輸出品検査に関する基本法でありまして、昭和二十三年の制定以来、二回に亘り改正を加えられたものであります。が、念のために現行検査制度の要旨を申し上げますと、先ず主務大臣が輸出品目を指定いたしました。そのおの／＼につ

つき、等級、輸出の最低標準、又は包装条件を公示しております。そこで、一般の検査品目に関しましては、輸出品業者又はメーカーが、公示された標準又は包装条件に基きまして自家検査を行い、一定の様式に従つてその輸出品に検査の結果を表示すれば自由に輸出品ができることになっております。

次に、四種類の特定検査品目に関しましては、当局の登録を受けたもの又は政府機関のみが表示できる制度であります。なお民間の表示を的確に実行せしめるため検査官による臨時検査も行なっております。ところで現在の制度は、かくのごとく業者の自家検査を主体とし、いわば一面において進歩的なものであります。が、他面におきましては我が国の貿易の表情に必ずしも即応したものは称しがたい点がござい

ます。殊に最近の我が輸出品に対する諸外国の批判は厳しく、事実、輸出品に関するクレームの半数は品質不良に起因することを考慮いたしました。すると、いよ／＼競争激化を予想せられ、国際市場においてこの制度を輸出振興の一助たらしめるには、如何にして、特に品質の確保向上を期待し得るよう現行の取締法を改正して、検査制度を確立する必要があるものでござい

ます。改正の要点的第一といたしましては、品質に関する最低標準を定め、それ以下の品質の商品は輸出を禁止するといふところの範囲を拡充できるようにいたしましたのであります。第二といたしましては、仕向地の特殊事情に際しまして、特定地向けの輸出品に關しては、一般と異なる最低標準及び包装条件を定めることができるようにいたし

たのであります。第三といたしましては、右のように嚴格にする必要のないもの、例えば本邦にある外国公館が発送する貨物及び救恤品などのように、それが輸出品の戸名を害する虞けがないと認められた範囲につきましては、この適用を除外することにいたしましたのであります。第四といたしましては、検査機関の充実を期するために、被登録者の登録基準を引上げ、必要な設備と十分な検査人及び事務所を有し、公正な表示業務が可能なものにつきまして登録することとしたのであります。且つその数も著しく過剰にならぬように制限することとしたのであります。第五といたしましては、検査機関たる被登録者の業務規程について主務大臣の認可を要することとしたのであります。被登録者に対する監督を十分に強化いたしました。第六といたしましては、行政庁のみでなく、被登録者の行なつた処分に対して不服のある者に聴聞会開催の請求を認めるなど、不服申立の途を開いていくことであります。

以上のごとく、本改正は、現行法が主として自家検査に任せていた輸出品検査を第三者による公正なる検査を主とするものに切替え、検査機関の充実を期待すると共に、これに対する監督を嚴重にするものであります。本委員会におきましては各方面の事情なども聴取し慎重に審議を重ねました。その間、各委員より質疑が行われましたが、その主なるものは次の通りであります。即ち、「もつと検査を強化するよ／＼な根本的改正が必要ではないか」といふ御質疑がありました。これに対し、政府当局より、「漸進主義で行きたい」といふ答弁でありました。又「検

査機関の充実を期するために、被登録者の登録基準を引上げ、必要な設備と十分な検査人及び事務所を有し、公正な表示業務が可能なものにつきまして登録することとしたのであります。且つその数も著しく過剰にならぬように制限することとしたのであります。第五といたしましては、検査機関たる被登録者の業務規程について主務大臣の認可を要することとしたのであります。被登録者に対する監督を十分に強化いたしました。第六といたしましては、行政庁のみでなく、被登録者の行なつた処分に対して不服のある者に聴聞会開催の請求を認めるなど、不服申立の途を開いていくことであります。

査機關の検査をパスした輸出品にクレームが生じた場合の責任や補償はどうか」という質問には、「立証が困難な場合もあるが、輸出信用保険を活用するなど、何らかの形で救済する必要がある」という答弁でございました。それから「事業協同組合が、その事業の一部として検査を行うとか、或いは専門に検査のみを行う組合として登録を願った場合、その登録者はどう取扱われるか」という質問に対しては、「検査員の身分が保証されており、公正な検査を行い得る場合には、登録するようにしたい」との答弁がありました。その他、検査員の素質向上策や国際商事仲裁委員会及び軽目羽二重の問題などにつき質疑が行われました。

かくして質疑を終り、討論を省略いたしました。採決に入りましたところ、全会一致を以て本改正法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上を以て御報告を終わります。(拍手)  
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第本報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後零時五分散会  
○本日の会議に付した事件  
一、議員派遣の件

一、国家公安委員の任命に関する件

一、食糧増産計画達成に関する緊急質問

一、日程第一 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第二 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案  
一、日程第三 輸出品取締法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君  
副議長 三木 治朗君

議員

伊達源一郎君	館 哲二君
竹下 豊次君	高橋 道男君
高木 正夫君	木下 辰雄君
加藤 正人君	片柳 風吉君
加賀 操君	奥むめお君
岡部 常君	石黒 忠篤君
飯島通次郎君	赤木 正雄君
結城 安次君	山本 勇造君
村上 義一君	森 入三三君
三浦 辰雄君	前田 穰君
堀越 儀郎君	藤森 風治君
早川 慎一君	中山 福藏君
常岡 一郎君	田村 文吉君
郡 祐一君	松平 勇雄君
岡田 信次君	加藤 武徳君
山本 米治君	古池 信三君
木村 守江君	玉柳 實君
大谷 鑿清君	一松 政二君
深水 六郎君	仁田 竹一君
徳川 頼貞君	左藤 義詮君
大島 定吉君	川村 松助君
寺尾 豊君	山田 佐一君

小串 清一君 重宗 雄三君  
入交 太蔵君 宮本 邦彦君  
秋山俊一郎君 長谷山行毅君  
高橋進太郎君 滝井治三郎君  
油井賢太郎君 安井 謙君  
小籠 彬君 上原 正吉君  
小川 久義君 愛知 揆一君  
鈴木 恭一君 木内 四郎君  
北村 一男君 小野 義夫君  
白波瀬米吉君 前之園喜一郎君  
泉山 三六君 黒川 武雄君  
横尾 龍君 石坂 豊一君  
中川 幸平君 九鬼紋十郎君  
成瀬 幡治君 カニエ邦彦君  
赤松 常子君 中村 正雄君  
小酒井義男君 梅津 錦一君  
佐多 忠隆君 高田なほ子君  
三輪 貞治君 岡田 宗司君  
原 虎一君 吉田 法晴君  
荒木正三郎君 藤原 道子君  
矢嶋 三義君 田中 一君  
小林 亦治君 片岡 文重君  
三橋入次郎君 千葉 信君  
加藤シヅエ君 相馬 助治君  
内村 清次君 栗山 良夫君  
小笠原三三男君 棚橋 小虎君  
上條 愛一君 池田七郎兵衛君  
千田 正君 波多野 鼎君  
堂森 芳夫君 深川タマエ君  
菊田 七平君 岩木 哲夫君  
鈴木 颯平君 松浦 清一君  
村尾 重雄君 松浦 定義君  
岩男 仁藏君 木内キヤウ君  
西田 隆男君 曾祿 益君  
有馬 英二君 一松 定吉君  
松原 一彦君 谷口弥三郎君  
大隈 信幸君 境野 清雄君  
厚生 大臣 山縣 勝見君

農林大臣 田子 一民君  
通商産業大臣 小笠原三九郎君  
政府委員  
法務政務次官 押谷 富三君  
法務大臣官 位野木益雄君  
房調査課長 愛知 揆一君  
大蔵政務次官 曾田 長宗君  
厚生省医務局長 曾田 長宗君  
農林大臣官房長 渡部 伍良君

昭和二十八年三月六日 参議院會議録第三十一号 輸出品取締法の一部を改正する法律案

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部

十五円  
(送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五  
大藏省印刷局  
電話九段三三〇  
振替東京一九〇〇